

極秘

昭和十五年九月二十六日

三國條約編審院審查委員會函錄

軍務局長

配布先

外務省条约局長
軍令部第一部長



海軍

三國條約編審院審查委員會函錄
三國條約編審院審查委員會
昭和十五年九月二十六日
軍務局長
外務省条约局長
軍令部第一部長

程

三國條約樞密院審查委員會摘記

九月二十六日

於宮中(自午前十時至午後七時半)

樞密院例

議長、副議長、顧問官、全員

首相、外陸海相、企画院總裁

(軍務局長身礼)

議事

鈴木副議長主儀

樞密院幹事條約文相談

總理挨拶

外相説明(別紙)

其、中補足ニナル点

法務省
文書課

海軍

一人類ノ展ヲ支配スルハ日本國條ナリ暴風ノ
晴天ノ此ノニ大勢力ノ態度ニ在リ獨逸ニ
何ヲ為シテ實イ度イカハ敵ヲ向ハナイガHitler
等ニ此ノ為ハ口ヲ頭ニ入レテ實ヲ日本ノ國
條ハ益惡化スベシ。米國ニ在ルニテ五百万ノ独
人ニ面方ノ降化独人ノ勢力ハ中々大キイ
ニ攻撃セラレタルニ否ヤハ三國協議ニテ決定ス
之ガ決定ヲ見バ條約上自衛的ニ參考トナル
尚併シ英ノ武力行使ノ時機方法等ハ更ニ研
究ス。伊國ハ独ガ開戦シタルトキ互ニ開戦ハ
セザリヤ

如上日本ノ態度ハ「スタール」トノ間ニ誌合シテ

(河合)

本條物ハ以前ヨリ希望シテアリシコトニテ等々
遜カリシト思フヲ、ニテ質問ス

(一)伊國トノ關係如何

(外) 昨日初メテ挨拶セリ先方ハヨクワカツテ
居ル、日本トノ關係ハ極ニメカセテ居ツテ
事實伊國關係ノ部面少シ

米ノ参戦ハナクモ、ト思フニ萬一ノ最悪ニ對
シ軍部大臣ヨリ何等ヒケハ取ラナイト云フ
確信ヲ有ス
(陸) 對米戦ハ陸軍トシテ兵力使用ハ一部ノミ

陸軍省
陸軍部
陸軍大臣
陸軍少将

海軍

ナルヲ以テ懸念ナシ
 但レ對蘇對支ヲ考フルヲ要ス、蘇トノ國
 支獨莖出未レバ對蘇準備ハ樂ニナル
 蘇ノ性情上警派準備ヲ要ス
 蘇ノ態度ハ青洲上顧ル有利ナリ、支那事
 變ハ如何ナル形態ニテ裁ハルルカハ別ト
 シ早ク英ノ處理ヲベリ度イ
 (港)又今程般ハ大停光備シテ居ル
 但シ對本衣期載トナレバ米ノ危大々準備
 擴充ニ對應スル哉海軍々備、軍需品、整備
 等將米相當ニ困難ヲ予想スルニ之カドク
 シテム國力ヲ擧ゲテ時艱克服ノ要基アル
 コ以テ夫々國体各部ニ協議ナリ

(四) 物資、筆券品ハ如何、米國ヨリ輸入出来イクナル
場合我國ノ持久力如何

(全) 期間ヲ明ホスルコトハ困難ナリ

数年前者ヨリ自給自足態勢ニナル株券力シ
米クシセ今日為金ノ状態ヲナシ
重要ナル國防物資ノ輸入ハ二十大億ナルガ
共ノ中十九億ハ英米ヨリ仰イデ居ル併レ
之ハ急速輸入ノ為テ一方カラ云フトソレダケ
我國防力充實トナル
鐵ハ五五二十万噸計並ガ四百方噸トナリ中
筆券ニ面四十万噸、外ニ面六十万噸
石油ハ日總支一十萬噸、蘭印、北樺太ニテ確保

陸軍省
海軍省
逓信省
文部省
農商省
内務省
外務省
大藏省
司法省
文部省
逓信省
文部省
逓信省
文部省
逓信省

海軍

ヲ要ス、之ガ為ニ對蘇國文詞整ヲ要ス

(四) 軍部ニ於ケル石油ノ狀況如何

(港) 相當期間ノ貯油ヲ

(陸) 御慈念、期間ハ耐スレ得、長期戰トアレバ
困難ヲ伴フ特ニ航空機ヲ用テ機油ニ於テ
然リ

(石井) 各條件參照ナリヤ

(外) 駐大使トノ交換公文書ニ依リテ攻撃セラレ
リヤ否ヤハ三神約國間ノ協議ニ依ルトムフ

海軍

海軍

コトニナシアリ、先方ハ當然アリト云フ
ガ倉ノ為者キアリ
之ヲ認定セバ参戦ノ義務ヲ生ズ但レ何時
如何ナル方法ニテ参戦スルカハ自主的ニ
持守ヲ協議シテ決定ス

(四) 眞レト云フ字ガテイカラマフコト

混合専門委員会ハ軍事内専門委員会ト思フ
ガ军事的、経済的トノ説明ガアツタガ如何

(外) 軍事委員会ハ三ノ所ニ置イタガヨイ併レ経済
委員会ハ一ヶ所ヲロイト思フガ之カラ相談
テ決定ス又之ハ軍事委員会ノ一部ト見ルコト

軍事委員会
経済委員会
混合委員会

トモ出来ル

(四) 平林謀和セズトノ條項ヲモハ如何
之ガ無イカラ欠陥トハスハスガ併シ独伊ハ勅
スレバ同盟ノ義務ヲ免リ勝ナリ

(外) 先方ハ之ニ触レナイ、寧ろ避ケル態度ナリ
本條約ハ元々、我々防上ノ條約ナル故謀和
トカ休戦トカノ條項ナキヤ可トス、之アルコ
トハ我々目的ト同盟トナル恐アリ
尚謀和休戦等ハ當然ノコトナル故一旦開
戦トナレバ其ノ時結合シテ宜シイ

海軍

（四）右ニ同意ナリ 第一條ノ「歐洲ノ新秩序建設」トハ何ヲ云フカ 日本ノ之ニ對スル義務ハ分明ナラズ

（外）八款一字萬部ヲシテ其ノ處ヲ得シムルヲ恒久平和ノ基礎トス之ガ新建設アリ

三（有馬）

本條約ニ依リ日本戦争ノ起ルノヲ避ケ度イ然レ日本戦ハ宿命的ノ株ニ思フ一方米海軍ハ益軍備擴充スルヲ以テ穿テ今日開戦スルカ日本ニ有利ト思フ唯心配ナノハ石幼ナリ先ニ海軍大臣ノ話ニアツタガ一年二年ヲ戦争

有馬 義徳

海軍

ハ終ラナイ野油ハ長ク續カヌ、人造石油ノ見逃
如何

(海)人造石油ハ漸ク増コガイタノミ

北條大、蘭印ヨリ入レル林施茶中、但レ之ニ
相當困難ナラ、直開裁トムラニ直ニ決裁ト
メナルニイ、總テニ併セ考ラレ積ナリ

(海)インスタタンレ油如何

(海)專門研究機關ヲ設ケテ海軍自體ニテ精製ス
全油ト併行的ニ考慮中、大又夫トハ申サレヌ
ガ本國ヨリ入ラナクとも相當準備可能ナリ

五)

第三條ハ蘇ヲ含ムヤ、ヨスターマレト蘇トノ間
ニ如何程ノ語合アリシヤ

(外) 第三條ハ蘇ヲ含ムル等五條ニテ緩初シアリ
「ハスターマレ」ハ蘇ト語合ハシテ居ラヌト云ツタ
ガ恐ラタ何ヲ語シテアルト想像スヲ云ハラレ
ニテ米郷火使ト語シタヌト伯林ニ於ケル
「リッペン」米極間ノ語合ヲ比較スルトソコニ
何カ蘇ニ語シタ様ニ結論ガケラレル

(四) 米蘇間休如何

(外) 當然アリソフアルガ確證アリ

五

五

四(石塚)

独トノ逸夫ノ関係ヲ見ルニ独ハ信用シ得ズル
足者アリ今四ハ先分彼ニ誠意ヲ要望スル
必要アリ

五(清水)

署名ト夫ニ効力ヲ發スト云フガ批准トノ関
係如何

重慶ニ私人技師、兵器輸入トノ事實アリト
云フ如何

委任統帥額ヲ日本ニメルトヤノ代價トハ何カ

(外)御裁可ニ依リ署名ヲ以テ効力ヲ生ゼンメ批准

ヲ不要ス

独ハコベルサイニ條約ヲ認メスト云フ見地アリ
故ニ永遠ニ禍根ヲ残ラス株一應独逸ニ
返運シソレヲ日本ガ謀ヲ受ケルト云フ
形式ナリ

六(旬)

伊國ノ誰ガ承認シタカ

(外)九月二十五日伊大使来リ花錦ヲ送ベタリ
「ソツベン」ヨリ八日前ニ伊承認ノ電アリタリ

四九月十九日ノ柳前會議ノトキハ伊國ハ参加シ
アラザリント思フ

三三三

毎月
氏
一

(外) 本御前會議ハ北ノ要綱ニテ交傍ヲ致シ度イ
ト云フコトヲ御領中上ノ御許ヲ得タノデ
比ノ御許ヲ得アレバ政府ノミテ察入ラヌルコ
トハ出来ナイ
尚伊國ハ社國ニカカニテ居ル

(四) 伊國ノ予メ内訌ヲ得タリレハ確信ハ
歐洲ハ地理的ニ割裂トシテレガ大東亞ハ明瞭
ヲ欠ラカ如何

(外) 記録ニ残シアリ

(四) 日英間ニ武力衝突ナシト新シ得ズ之カ為ニ

海軍

アリ得アイト云フ論據如何

(外) 秋ハ平ク戰爭ヲ止メタイ希望ヲ有シ日本
ニ同標ニ考フ、併シ大東亞ニテ日英衝突ニ
バト斷言ハ出來ナイ、秋ニソレハ了承レアリ
唯秋ハ一方的ナル故アル約束ヲ存ンテ居ラヌ

(五) 今更ノ條約ノ提議ハ何レヨリ發動セシメ
(外) 秋ヨリ提議シ我ニニ應ジタルモノアリ

(天) 提議以前ニ何カ詔令アリシヤ
(外) 八月一日「オット」大使ヲ招致セル際種々質問
ヲ發シタルノミ

支那

支那

支那

支那

(乙) 秋遠ハ何ノ目的ノ為ニ此ノ投誠ヲ發セルヤ
卷開傳フル所ニ依レバ英林長期作戦トナリ米
國ノ参戦トナル恐アリテ日本ヲ引込ミタリト
云フ

米國ハ目下運籌戦ニテ不介入ノ態度アリ
居ルニ運籌戦ハ参戦ノ恐アリト思フ

(外) 洋面ノ理ヲアリト思フ併シソレガ全部ニハ非ズ

何十年ノ永イ眼見ニテバテラタ前文ニテ長期

ニ亞ル一致スベキ理念ヲ表シテリ

「スターライ」ハ米國ハ歌州ニ對シ参戦ノ危険アリ

併シ却テ日本ニ對シ排戦ノ危険アリト云フ

(八) 米ヲ牽制スル勅示アリ併シ日英ノ惡化ハ
蓋シ對米惡化トナル。独ト米ノ接近ニ考(シル
「ソトク」ノ言ニ「正直」ハ政策ニ入レナイト果レ
テ独ニ不信ナキヤ

(外) 予ノ意見ヲ以テスレバ三年内ニハ必ス日米戰爭
ガ起ル可罷性ガアル故ニ之ヲ極力避ケ度イ
一方「ソトク」ガ命令ヲ下セバ左米独五人ヲ勅カシ
日米戰ヲ惹起セシムルコトガ容易チアル故ニ之
ヲ逆用シ日米衝突ヲ防止メムル

(九) 歐洲戰ヲ早ク片附ケ度イ併シ之ハ希望ニ過
ナイ。支那事變ニ不機人トシ早ク處理ニ採
トカ

陸軍省
陸軍部

海軍

希望ヲ持ツラ居ルガソノ操。進バヌ前者ニ付
外相。何ヨ確信アリヤ

(外) 明報ハナシ得ナイ努力善也シ度イヌフモアリ
之ヲ為サンコハ秋ト堅ク結ビ國又調登ラ思
グニアリ。秋ト結バヌトイ恐ルルハ英秋結ン
テ歐洲聯盟ヲ作り其ノ力ヲ南洋ヲ管理セ
ントヌルコトナリ

(二) 物資ハ並下ハヨイトシテ長期戦ニ心配アリ
石油増。然ラ。平時民間ダケテ五百万噸ヲ要スト
聞ク

海軍

海軍

(金) 官需民需ハ解ルガ軍需ハ金並院ニハツカラム
目下視空群發油ニ力ヲ注ギツツアリ、消費
現正スルト共ニ國內生産ヲ為シ海外ヨリモ
トレルヲカトル

(二) 理解出来ス、戦時ハ平時ノ三倍ヲ要ス、平時五百万
噸トシテ戦時ハ千五百万噸ヲ要ス國內生産ハ
三十万噸人造石油ハ如何ナルニテハ三百萬噸ト
スラ樟太ヨリハ二十万噸位ト思フ蘭印ハ全
部テ七百万噸併シ之ハ飛行機用ニハアラヌ
コト見ルト計算ガタ、ヌ

(陸) 對米戦ハ陸軍トシテ一割ノ兵力ヲ使用スルニ

蘇ハ滿中ニ殺ムレバ支那ニ居ル軍隊ヲ端州ニ移ス外ナシ

幼ハ陸軍トシテモ弱ニテ自他ガ先分ナシガ全ク注イザル併シ幼ノ有無ガ本條約ノ總ラデハナイ。死中活リ取メンノミ

支那事變ノ解決、南方施策等デ困難ヲ克服スル

(全)石叻問題ハ困難デ政府ノ憂慮益ニ在リ

之ガ為ニハ對蘇國支調整ニ依ル北極大解決人造石叻生産機充等努メル。併シ無論進マ将来石叻ノ心配解除セリト云フ日ハ来テイ

(二) 程視多岐支那ニ派遣シアリト思フ之ハ日米戦

ノ場合使用出来ヌ

(海) 支那ニ居ルノハ主トシテ河川用ノ小型ノモ
ノアリ、太平洋上ニ使用ハ出来ヌ
油ハ量的ニハ甲乙モスガ長期ハ困難ナルガ半
年トカ一年トカ五フ短期ノモノゾモテイ
無窮ニ調整シ成ルベク多量輸入レ得ル程
度イ

(三) 補安心ス、併シ北緯太ハ多クハ望ムレヌ
次ニ予算ハ三下億ガ今日百億ノアツクガ或
ノ見込如何、国力ノ持續如何
(番) 財政筋屋トナルハ危レヌ

賦課トシテハ公債(國民貯蓄)租税(國民所得)
ニテ而シテ他ハ大ニ大ニ此ノ數ヲ進メ得ル
最善ノ場合ニ倍仕トナレバ他ノ行政費ヲ
節約シ之ニ充ツル

(二四)日露國交調整が出来テ後此ノ條約が成立スルヲ
可トシタラン、蘇、匈首ハ重視ノ要アリ

(外)日露國交調整ヲ努メアルニ現在ハ殆ント拒
絶的ニ答ヲ蘇ヨリ得アリ、故蘇ノ關係ハ
深キヲ以テ蘇ヲ利用シラコト初メテ蘇
トノ調整が出来ル

(二五)米國ハ恐ラク暹羅後中土味ヲ改正シ自國能

ニテ物資ヲ英國ニ送ルベシ之ガ第一條ノ「卷入」ト
ナラザルヤ

(外)

其ノ時ノ事情デ決定ス「攻撃」ニハ公然ト
隠密トアリ例ハ米國ガ豫測「エーシア」ニ
ト共同防衛ヲ約定シ「シンガポール」ニ米艦隊ヲ
入レル之ハ公然ノ攻撃デハナイガ隠密ノ攻撃
ナリト「スターマール」ハ中セリ一方独ニ對シテハ米國
ハ加拿大ト共同防衛シ艦運搬ヲ賣ル也(外)攻撃
デハナイ「スターマール」答フ
要スルニ本條約ハ戦争ノ防止ニ在リ故ニ現ニ行
ハレタ后ルコトヲ攻撃ナリト認定セテ又少し
露骨ニナリテモ劣ノヲ見メ振リタスル

三三
三三

海軍
軍目

(一六) 蘇ラシヲ板蕨ヲ止メシムルヲイフ

(外) 独大使ハ日支ノ和平勸告ヲマリ度イトスヲ

之ヲ断ツタガ實ハワザトベツタノデ之ガ出来

ルヲ大ニ独ノ力ニ借リ度イ

×(宗長) 特ニアレ

(副議長) 御諮ラシニスガ實ハ本日ヤ。御前會議ヲ

終了スル予定テスガ誠ル可ク聖慮アリ様

質問セラレ午迄六時頃ニハ参員會ヲ終

度イ

八(荒木) 日英又ハ日米戦争ノ場合軍人ノ胸印疾患

相當アリト云フガ戦力上如何

(陸)

國民体力向上ニ努ム、厚生省ト連絡シツクアヲ
目下相當ナルノハ戰地勤務ノ過勞ニ在リ

(海)

胸部疾患ノ多クナツタノハ早期診定ノ為

以前ニハ病人ニシテイテ病人ニスルコトニ在リ
併レソレダク大事ニ至ラズンテ決断スルコト
トナル

工員ノ体力向上ニモ充分注意ス

尚胸部疾患ニ對シテハ強硬病院ヲ完備シ
療養ノ途ヲ講ジワツアリ

九(管原)

秘密議是番アリヤ、何ヲ除外セル願フアリ
防務協定トノ關係如何
對米戰ノ軍事上ノ覺悟ハヨイトシテ財政上心配ナ

海軍

ヤ

(外) 三國間ノ秘密議定書ノ景ニ出タガ取止メトアレキ

防兵協定ハ林包存録ス但シ防兵觀念ト難レ

蘇ト、國交調整ハヤル

三國仲間割レヌルトヤハ本條約ノ終トアル

(右) 對米政トアレバ或政影響シ國民ノ負担ヲ

増スベシ。充分國內倍利ヲ整フルコトニ依リ

充積ス

(10) (松浦) 本條約ハ日米政ヲ防ゲ。在ルガ萬一ニ拂フル

要アリ。太平洋ヲデベツタルノニ北方デニ衝突ス

ルコトナルハ日本トシテ甚困難ナリ。北ヲ收メ

ル即チ對蘇國交調整ニハ充分力ヲ施リ得

四雙ス

(二) 潮) 最近ニ至ランデモ國情悪化ス國策ガ之デ
行クト云フナラ國民ニ新覺悟ヲ促ス要アリ
支那事変初ツテ四年國民ハ疲勞ヲ感シテ
其ノ際ニ衆ニホガ活躍ス而シテ夫ハ今迄ノ
様ニ思來的ナ人物デアラウ新シク青年層ニ存ス
國民士氣ノ作興生名必需品ノ確保ガ必要アリ
(金) 物産計出ニ考慮シテ、食糧、水産品、水産業
中小養工業ニ有利ノ地位ヲ與フ
米ニ関シテハ管理、消費、外米輸入等考慮シ
テ、米、木炭又也

(陸) 七月二十六日、基本國策要綱ニ國防國家、國民生活ニ関シ策定シテ)

三(蘇) 蘇國條如何

(外) 北極大石油ノ對スル勞働者ニモテ、ノ、強權ニ依ルトキハ好否相平ス

蘇ハ何故ニ英件ト協定セズ、蘇ト結ビタルヤ、原ノ有スル確實ナル情報ニ依レバ「スターリン」ハ「ヒトラー」ニ強要テレタト云フ、蘇ヲ恐レテ居ル限リハ日蘇國交調整可能性アリ、支那事變ニ對スル和平仲介又熱ク自分ハ身ヲ以テ社蘇ニ棄シマント決心シテアリ

三(蘇) 蘇國條如何

(一) 華工條ノ軍事的援助ニ關シ

(外) 尖谷頼始ノ人造「ハ」、如キ工業又然ラ、大西條ニ於ケル脅威ニ急急ノ援助ナラズ、實質ハトツテ居ル

(陸) 尖谷ヲ得ルヲトハ日本ニ非常ナ援助トナル、但シ蘇ノ了解ナラシテハ逆根出ス

四(蘇) 蘇國條如何

(陸) 秋ハ日下對英戦ニ全カク注グル、蘇國境ニ尖カク控置シテ、之ガ相當ノ牽制トナル、即チ蘇ノ尖カハ此處ニ控置サレシ

四) 過程ノ秘蘇所定締結際帝國ガ抗議セリト云フ
カ結果如何

(升) 抗議ハ政府ニ提出セラレタリト考ヘラレズ

(四) 経費ノ全部ヲ準備ニ向ケラレルカ

(惹) 最大限向ケタイガ全部トハイカス

(五) 信頼感情ヲ一方ニ偏向サセラハイカス

國際關係ハ相互種類ニアルガ利害關係ガ常
ニ存スルヲ考フベシ

條約前文ノ為邦甚ク憂ヲ得シムトアルガ如ク
ハ民族中心ニテ他ヲ排斥ニスル弱國強國ノ
思想アリ之ガ天理ノ公道カノ如ク云フ不世トセ

海軍
軍備

(外) 利害得失ノミデ勅イテハイカス道義外又ノ

要アリ皇道宣布ハ余ノ念願ナリ、先論

理想論ニ從ハラテハイカスガ

前文ハ林トシテ全防的ニ認メテトハ思ハテ

カ少ク此ノ帝國ノ國是ヲ認メシメタノハ

外交史上之ヲ以テ初メテト思フ

(内) 總理ニ質問ス、日米戦ハ不可避ナリトスル、前提

トスルニ於テハンレデヨイガ併シ英米ト争テ握

ル余地モアルコトアラズヤ

独断ナリシニ極メテ有利ナル條約ナルカ日本ニハ

必ズシテ忍ラズトモ考ス、歐州戰終了後日米戦アレ

バ林ハ全力援助出来ルガ今日ハ忍ラント援助ナク

111

之碍、軍事資材、國民性上ノ物資、民心不安
 者之身ヲ切リ扱ケル自信アリヤ
 (小) 何ニモズ、惟移スルニ軍内ニ日米裁不可
 避アリ、故ニ之ヲ防止スルニ努力、少クモ
 日本ニ有利ナル時機迄、迄シタイ存懐勿ク
 急イダノモコトナリ
 米國ニ對シテ、頗る慮デハ行結セル結句
 支那ヨリ、逆却ニキハ身ヲ振ルコトハ、米米ヲ
 南方問題又也、
 階級シタル間、遠巻トナリ、脅威ヤレル
 本條約ハ日米裁ヲ避ケル、在ルガ一時ハ非
 常ニ、免化スルハ已ムヲ得ナイ、併シ此際
 輕便ナル排英米ハ絶対ニ、禁止ス

海
 軍

皇國軍機秘冊
 北條

海
 軍

徳川用御書
右様

二四(二上)

要ムルニ板然タル態度ガ第一ナリ
 (總覽) 本條約ノ根本ノ考ハ日本ノ術突回逆ニ任リ
 ソコデ親善ノ身ヲ行ラカハハ敬慕タル態度
 テユラカ前者ハ抱望ナル政後者ヲトレリ
 但シ之ハ希望ニテ事實ハカク許ラハ行
 カザラン、ソコデ凡ユル角度ヨリ見テ異
 常ノ決意ヲ以テ内奏セル所 聖上ニ
 ハ御珍念被逆程ノ御下問アリシガ邊ニ
 御裁可トナレル次第ナリ、御決意ノ
 程ニ御奉シ申セグ恐懼猶ク罷ハザル
 所ナリ

徳川用御書

21

御書

河内
河内

一) 杜密院。御諮詢。ナレルハ何レノ書類カ

日本文ハ本文アルベ、發表スルベ

一) 御諮詢ハ條約景文ノミナリ交換公文書

ハ参考ノ為配布セリ、尚第二ハ伊國ニ對シ

秘答ナリ

英文ヲ基礎トシ著名スル答アリ但シ本文

ハ日林譯語トナル

(四) 第三條ノ後段ノ「or」ハ英文トシテ間違ワテ

條ニ思フ^{hall}トスベキナリ

第五條ノ「狀態」ハ「独蘇不可侵條約」アル間ハ

蘇日日本ト戰爭ニシテハ「独」ハ「後助」ニナルコト

トナルニアラズヤ

(八) 元々「*Shan*」トナレアリシガ「*Shan*」
ヲ修立セリ。現在「*Shan*」ニ於ケル林蘇
閩俣ノ如キヲ指ス。後初ニ閩ニテハ相互
的ト了解齊ナリ

(四) 御銘御書ニ因シテハ甚腰味ノ何所アリ
顧問官ノミノ懸敬ニテ決定ニ度シ

一五(大島)

大東亜ノ地域ニ因シテ將米独ニシガマカサレヌ様
用心スベシ
日蘇ノ國史調整ニ云々トハ續ラザルベシ

(六)

過去三年間日支事變并附キ國力ノ消耗
大ナルノ時太平洋ノ一圖トテ又支ナルニ
至ルガ如キ條約ノ要ヲリンセテ型々逆次ヲ解
セルガドウニ此ノ條約ハ片務的ニ思ハレル日本
ノ犧牲多ク根柢ハレル

(外) 独裁競争ト曰米我争トノ生起公算ハ五分
五分ナリ先ニ甲ニシテ通リ放ツテ置ケバ
独側ヨリ曰米我ヲ誘引スル恐アリ
決シテ日本ニ不利ニテラズ

(五) (竹越)

最悪ノ状況ニツアリ、米國ガ歐洲戰ニ參加ス
ルト日本ニ直接挑戰スルトアリ、將ト場所
ハ日本ガ自主的ニ選グベ

(外) 攻撃ニラレタリテ充分研究シテ三國間ニ
協議、更ニ參加方法、時機ハ日本ノ自主的
為克ノ下ニ独作ニ協議ス

(八) (鈴木)

本條約ノ有無ニ拘ラズ日本米術突ク遊ク難イ
故ニ此ノ條約アル方ガ日本ニ有利ナリ
米國海軍士官ハ殊ニ存戰的ナリト聞ク
但シ今、所米國海軍ノ力ハ日本ニ勝戰ハ

出木ノ日本ノ海軍力又然リト思フ、即チ
米ノ一ト日本ノ一ト云フハ向者積極ニ出ケレタ
唯此ノ数年後ニナルト米海軍ハ二倍以上ニナル
米海軍ノ某提督ハ日本ヲ屈スルニハ米海
軍ハ二倍デハ足ラナイ今日ハ米國ハ之ヲ日
論ニツツアルト思ハレル日本海軍ニ其ノ準備
ヲ必要トス之ヲ急ルハ結局米國ヲシテ我ヲ
ヒルコトトナル

(意) 現在ニテハ即我即決テラバ自信アリ、將來計
畫ニ関シテハ米海軍ノ又タルノ素ニ考慮シ
準備中ナリ之ニ對シテハ首相初メ關係關係
ノ了解を得テ着々進行スントレゾニアリ

海軍
資料

一九(右并)

委任統志領。潤シ更ノテ賢内ス。外相ハ独乙
 ハ「ベルサイユ」條約ハ無効ナリト考フト云ハレ
 タガ之ハ帝國トシテハ批准御裁可ヲ得タル
 ノデ南洋群島ハ日本ノ權手ナル領土ナリ
 條約案ニハ同意スルニ參考者類平ノ此ノ
 交換公文書ニハ同意出未ク

(外)南洋委任統志領ハ領土權ノ獲得ナリヤ否
 ヤニハ議論アル所ニテ國際法ノ權威ニ傳
 士ハ領土ノ割據ニテラスト論定シアリ

余ハ之ヲ政策的ニ考慮シ独乙側ハ何等
カノ代償ハエ包ノ如キヲテト云フタル
次第ニアリ將來ノ禍根ヲ残サデケン為
「引續キ日本ノ屬地タルヲ承認」セシメテ
ルニナリ

二〇(五上)

經濟壓迫ノ為ノ經濟急進、貿易ノ通悞、民衆
ノ節約、國民生活ノ新体制ヲ要ス
為日本人ハ同盟トナルト永久ノ親類ノ積
テリ一方之ガ敵國ヲ一掃ニテテ敵視ス
辨美米ニ充テテ留意ヲ要ス
(全)經濟壓迫ハ覺悟セザルベカラス、之等ニ関

海軍

シテ八目下校訂ナリテ充分善処方
努力スベシ

(別議長)

質問意見終了ト認ム
報告ヲ整理スル必要アリ。御都合ヲ
伺ヒタル後本會議ノ時刻ヲ御知ラセム
(終)

備考

本會議ハ若九時ナリテ十分迄審査
各員表ノ報告
石井顧問官同意可然陳述アリナリ

